

桑名市郵便入札取扱要綱

平成16年12月 6 日

告示第21号

改正 平成21年 3 月 1 日告示第41号

平成22年 4 月 1 日告示第74号

平成22年10月 1 日告示第170号

平成27年 9 月25日告示第196号

令和 2 年 4 月27日告示第119号

令和 8 年 9 月24日告示第222号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号。以下「契約規則」という。）第12条ただし書の規定に基づき、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施する場合の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、本市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他（以下「工事等」という。）の中から、あらかじめ市長が指定するものとする。

(公告等)

第3条 市長は、郵便入札を実施する場合は、契約規則第4条の事項のほか、次に掲げる事項を入札の公告又は指名通知書において明らかにしなければならない。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札書の送付方法)

第5条 郵便入札の入札参加者は、入札書を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便その他の配達記録が残るもののいずれかの方法で、期限までに発注者が指定する場所に到達するように送付（以下「郵送」という。）しなければならない。

2 前項の規定により、入札書を郵送する場合は、発注者が指定した郵便入札用封筒（以下「指定封筒」という。）に入れて封かん及び封印し、表側に開札日、公告番号及び件名を記載するとともに、裏側に入札参加者名として、入札参加者の住所（法人にあっては所在地）及び氏名（法人にあっては商号又は代表者氏名）を記載し、押印しなければならない。

3 市長が必要と認めた場合は、入札金額の根拠となる内訳書を同封しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 郵便入札の参加者が入札を辞退する場合は、辞退届を提出しなければならない。この場合において、辞退届は、前条第1項に規定する送付方法に準じて提出することができるものとする。

(入札の開札等)

第7条 市長は、入札書及び内訳書が到達したときは、指定封筒を開封せず、開札日時まで必要な方法で厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書及び内訳書の書換え、引換え又は取消しをすることはできない。
- 3 開札は、あらかじめ指定した開札日時及び場所において、関係職員2人以上出席の上、指定封筒が未開封であることを、次条に規定する開札の立会者の全てが確認した後、執行するものとする。

(開札の立会い)

第8条 市長は、郵便入札による場合は、当該工事等に係る入札参加者のうちから2者以内の者を選定し、開札に立ち会わせるものとする。

2 前項の規定による開札の立会者は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければならない。この場合において、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできない。ま

た、代理人は同一入札において、2者以上の代理人となることができない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は前2項の規定による立会者の全てが開札の立会いに参加できない特別な事情があると認めるときは、当該入札参加者に代わって当該入札事務に関係のない職員2人を開札の立会いを行わせることができる。
- 4 開札の立会者は、開札前に立会者名簿に署名しなければならない。この場合において、第2項の代理人が立ち会うときは、立会いに係る委任状を提出しなければならない。
- 5 市長は、開札の立会者のほかに、当該入札事務に関係のない職員を1人以上立ち合わせなければならない。
- 6 市長は、開札の立会者がいない場合は開札を延期するものとする。
- 7 前項の規定により開札を延期したときは、市長は、立会者を改めて選定し、速やかに開札するものとする。

(入札の無効)

第9条 契約規則第15条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札を無効又は失格とする。

- (1) 入札書に記名押印のない入札であるとき。
- (2) 入札金額を訂正した入札であるとき。
- (3) 入札書に指定された事項が記載されていない入札であるとき、又は入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した入札若しくは不明な入札であるとき。
- (4) あらかじめ指定した日時までに入札書が到着しないとき。
- (5) 発注者が指定した内訳書が同封されていないとき。
- (6) 不備のある内訳書を提出したとき。
- (7) 入札書に記載された金額と内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (8) 指定された郵送方法以外の方法又は指定封筒以外の封筒で入札書を提出したとき。
- (9) 指定封筒に指定された事項の記載及び押印がされていないとき。
- (10) 指定封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (11) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

(くじによる落札者等の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじを引いて落札者を決定する。

- 2 くじを引くべき入札者が、当該開札に立会者として参加している場合はその者がくじを引き、参加していない場合は第8条第5項に規定する職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。
- 3 桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年桑名市告示第128号）に定める事後審査型条件付一般競争入札（この条において「事後審査型入札」という。）の場合にあっては、第1項中「落札者となるべき」とあるのは「落札候補者となるべき」と、「落札者を決定」とあるのは「落札候補者の順位を決定」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、事後審査型入札において落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合であって、落札候補者の次に低い価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、市長が別に指定する日時及び場所において当該入札をした者がくじを引き、その順位を決定するものとする。ただし、当該入札をした者がくじを引くことができないときは、第8条第5項に規定する職員に当該入札をした者に代わってくじを引かせるものとする。
- 5 代理人がくじを引くときは、委任状を提出しなければならない。

(入札結果の通知)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者に速やかに入札結果を通知しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年12月6日から施行する。

附 則（平成21年3月1日告示第41号）

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第74号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第170号）

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日告示第196号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月27日告示第119号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年9月24日告示第222号）

この告示は、令和8年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知をしたものについて適用する。